4　令和三年国公法等改正法附則第九条第一項及び第二項に規定する政令で定める情報は、それぞれ同条第一項各号及び第二項各号に掲げる者についての次に掲げる情報とする。

一　人事評価（自衛隊法第三十一条第三項に規定する人事評価をいう。第九項において同じ。）又は勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二　暫定再任用を行う官職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う官職の職務遂行上必要な資質及び能力

5　令和三年国公法等改正法附則第九条第一項第三号及び第七号に規定する政令で定める者は、二十五年以上勤続して令和三年国公法等改正法施行日前に退職した者のうち、次に掲げるものとする。

一　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

二　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧自衛隊法再任用（旧自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用することをいう。次項第二号ロにおいて同じ。）又は暫定再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

三　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧国家公務員法再任用（令和三年国公法等改正法第一条の規定による改正前の国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用することをいう。次項第二号ハにおいて同じ。）又は国家公務員法暫定再任用（令和三年国公法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）をされたことがある者（前二号に掲げる者を除く。）

6　令和三年国公法等改正法附則第九条第一項第四号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　令和三年国公法等改正法附則第四条第一項第一号及び第二号に掲げる者

二　令和三年国公法等改正法附則第四条第一項第三号に掲げる者（二十五年以上勤続して令和三年国公法等改正法施行日前に退職した者に限る。）のうち、次に掲げるもの

イ　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

ロ　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧自衛隊法再任用又は暫定再任用をされたことがある者（イに掲げる者を除く。）

ハ　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧国家公務員法再任用又は国家公務員法暫定再任用をされたことがある者（イ及びロに掲げる者を除く。）

7　令和三年国公法等改正法附則第九条第二項第四号及び第八号に規定する政令で定める者は、二十五年以上勤続して令和三年国公法等改正法施行日以後に退職した者のうち、次に掲げるものとする。

一　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

二　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

三　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、国家公務員法暫定再任用をされたことがある者（前二号に掲げる者を除く。）

8　令和三年国公法等改正法附則第九条第二項第五号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　令和三年国公法等改正法附則第四条第二項第一号から第三号までに掲げる者

二　令和三年国公法等改正法附則第四条第二項第四号に掲げる者であって、二十五年以上勤続して令和三年国公法等改正法施行日以後に退職した者のうち、次に掲げるもの

イ　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

ロ　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者（イに掲げる者を除く。）

ハ　当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、国家公務員法暫定再任用をされたことがある者（イ及びロに掲げる者を除く。）

9　暫定再任用隊員（令和三年国公法等改正法附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員をいう。以下この項において同じ。）の令和三年国公法等改正法附則第九条第三項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用隊員の当該更新直前の任期における勤務実績が当該暫定再任用隊員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に限り行うことができる。

（令和三年国公法等改正法附則第十条の経過措置に関する事項）

第四条　令和三年国公法等改正法附則第十条第一項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一　令和三年国公法等改正法施行日以後に新たに設置された短時間勤務の官職

二　令和三年国公法等改正法施行日以後に法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により名称が変更された短時間勤務の官職

2　令和三年国公法等改正法附則第十条第一項に規定する政令で定める年齢は、前項各号に掲げる官職（以下この項において「新設短時間勤務官職等」という。）が令和三年国公法等改正法施行日の前日に設置され、かつ、当該新設短時間勤務官職等を占める隊員が常時勤務を要する官職でその職務が当該新設短時間勤務官職等と同種のものを占めているものとして旧自衛隊法第四十四条の二第二項の規定を適用した場合の当該常時勤務を要する官職に係る年齢とする。

3　前条第三項及び第四項の規定は令和三年国公法等改正法附則第十条第一項又は第二項の規定による採用について、前条第九項の規定は同法附則第十条第一項又は第二項の規定により採用された者の任期について、それぞれ準用する。

（令和三年国公法等改正法附則第十一条の経過措置に関する事項）

第五条　令和三年国公法等改正法附則第十一条第四項に規定する政令で定める官職は、附則第三条第二項各号に掲げる官職とする。

2　令和三年国公法等改正法附則第十一条第四項に規定する政令で定める年齢は、附則第三条第二項に規定する年齢とする。

3　令和三年国公法等改正法附則第十一条第五項の規定により読み替えて適用する新自衛隊法第四十一条の二第三項に規定する政令で定める官職は、前条第一項各号に掲げる官職とする。

4　令和三年国公法等改正法附則第十一条第五項の規定により読み替えて適用する新自衛隊法第四十一条の二第三項に規定する政令で定める年齢は、前条第二項に規定する年齢とする。

5　令和三年国公法等改正法附則第十一条第六項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職のうち、当該官職が基準日（令和三年国公法等改正法附則第六条第六項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新自衛隊法定年を超える官職（次項及び第七項において「特別新設官職等」という。）とする。

一　基準日以後に新たに設置された官職（短時間勤務の官職を含む。）

二　基準日以後に法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により名称が変更された官職（短時間勤務の官職を含む。）